

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

- ◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。
- ※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(**40万人分 ⇒ 50万人分**)。
- ◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちの一部の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算案(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月)

(平成28年4月)

(平成29年度末)

35.1%

41.1%

50万人分確保時の利用率

→

→

→

48.0%

48.0%

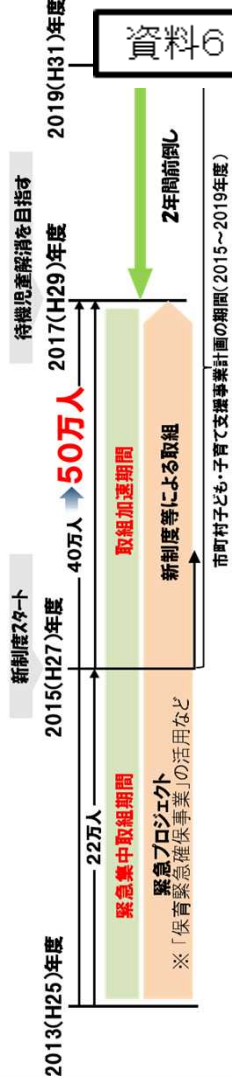
48.0%

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

<(注)利用率：利用児童数 ÷ 就学前児童数>

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



保 育 園 等 整 備 交 付 金

(平成28年度予算) 534.2億円 → (平成29年度予算案) 564.0億円

【血趣】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組に強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

【業事象対】

- | | | | | | |
|-------------------|------|-----|---|------|-----|
| ・保育園緊急整備事業 | 449. | 5億円 | ↑ | 351. | 0億円 |
| ・認定こども園整備事業（幼稚園型） | 41. | 1億円 | ↑ | 39. | 4億円 |
| ・小規模保育整備事業 | 43. | 6億円 | ↑ | 28. | 2億円 |
| ・保育園防音壁設置事業 | | | | 4. | 6億円 |

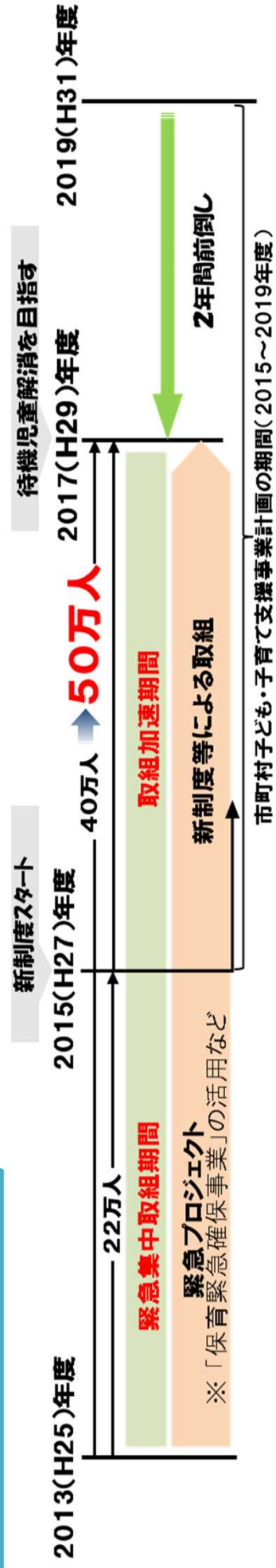
【実施主体】市町村（特別区含む。）

【設置主体】社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人、株式会社及びNPO法人等市町村が認めた者（公立施設を除く）*

＊「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。（平成29年度末までの特例措置）

【補助率】1/2 (待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円 → 平成29年度予算案:394.8億円

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

- | | |
|------------------------------|--------------|
| I 保育士確保対策 | 177億円（194億円） |
| ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】 | |
| ②保育士資格取得支援事業 | |
| ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】 | |
| ④保育体制強化事業 | |
| ⑤保育士試験による資格取得支援事業 | |
| ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業 | |
| ⑦保育士試験追加実施支援事業 | |
| ⑧保育補助者雇上強化事業 | |
| ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業 | |
| ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 | |
| ⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】 | |
| ⑫保育人材就職支援事業【新規】 | |
| II 小規模保育等の改修等 | 122億円（174億円） |
| ①保育園等改修費等支援事業 | |
| ②保育園設置促進事業 | |
| ③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】 | |

- | | |
|----------------------------|------------|
| III その他事業 | 74億円（22億円） |
| ①民有地マッチング事業【拡充】 | |
| ②認可化移行調査費等支援事業 | |
| ③認可化移行移転費等支援事業 | |
| ④広域的保育園等利用事業 | |
| ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業 | |
| ⑥保育環境改善等事業 | |
| ⑦家庭支援推進保育事業 | |
| ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】 | |
| ⑨保育利用支援事業（入園予約制）【新規】 | |
| ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】 | |
| ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】 | |
| ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】 | |

【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1／2 都道府県 1／2

※市区町村が実施する場合は 国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

- 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

機能強化

【保育園等】

開所前

住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



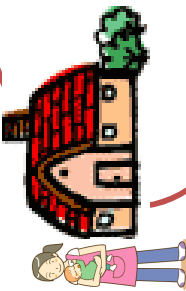
- 保育園設置に向けた地域住民との調整・合意形成
- 保育園・自治体間の連携 など

開所後

地域活動への参加



3歳児の保育園等
への接続



保護者等への
相談援助



- 3歳児の保育園等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など



地域連携コーディネーター

自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

【事業概要】

保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】

国 1/2 市区町村 1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】

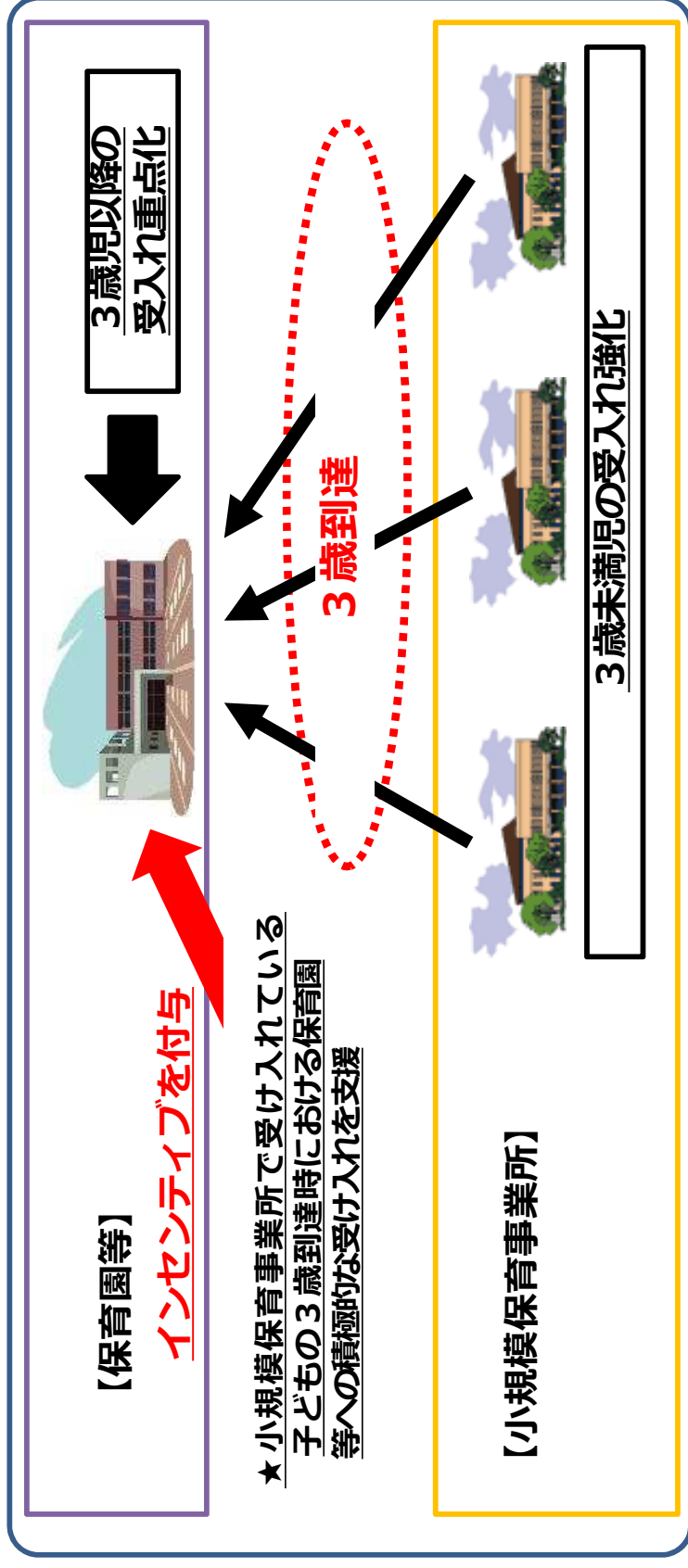
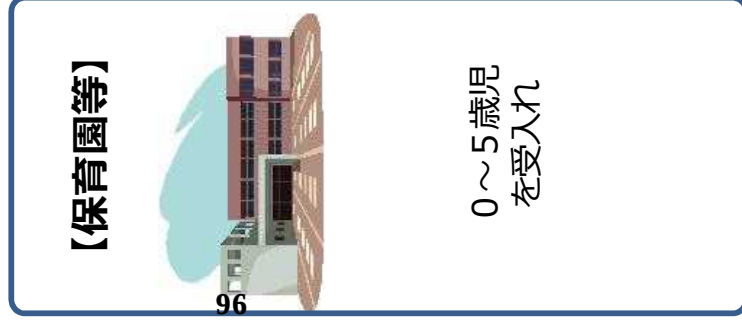
1施設当たり 32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子ども3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。



【実施主体】	市区町村
【補助率】	国 1／2 市町村 1／2
【補助額】	1か所当たり 4,312千円

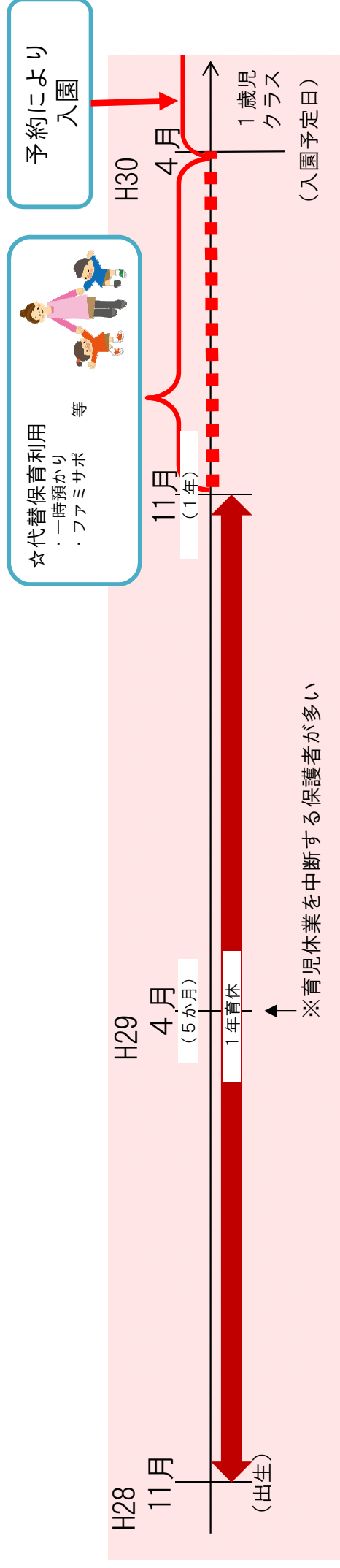
【事業内容】

0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国 1／2 市町村 1／2

971. 育休明けから4月までの代替保育の利用支援



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容

※「○」：非課税、「×」：全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨について、平成28年9月16日付けで総務省と協議の上通知を発出し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

土地の所有者＝保育園等の経営者の場合

土地の所有者
(保育園等の経営者)

保育園、幼稚園、認定こども園等

固定資産税は非課税

土地の所有者≠保育園等の経営者の場合

土地の所有者

固定資産税を課税している
地方自治体が多い
(無償貸与の場合は非課税)

土地の貸与

貸付料

保育園等の経営者

保育園、幼稚園、認定こども園等

保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体では、
補助金等の様々な施策を検討

固定資産税の減免を検討することも可能な旨の明確化

平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について

- 検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対しきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。
- 利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシエルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。
また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。
- 一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。
- このため、各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきである。

認可保育園等への移行を目指す、認可外保育施設の設置者の皆さまへ

認可保育園等への移行に向けて

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業へ移行したいが、
「どうすればいいかわからない」「なにか支援を受けないと難しい」という認可外保育施設の設置者の皆さま、
この資料をご覧ください『認可化移行支援強化事業』をご活用ください。

～はじめに～『認可化移行支援強化事業』とは？

活用できる支援策の一覧

P 1

まずは、何をすればいいの？

STEP
1

計画を作成しましょう！

◆課題の把握 ◆計画の作成

..... P 2

計画にそって準備スタート！

STEP
2

課題を解決しましょう！

- ① 人材確保編 P 3
- ② 施設・設備編 P 4

移行に向けて運営開始です！

STEP
3

基準を満たす運営をしましょう！

◆認可の基準を満たす運営 ◆安心、安全な保育の実施

..... P 5

いよいよ認可保育園等に移行！！ どんな補助や支援を受けられるの？

3つのメリット

..... P 7

【参考】認可外保育施設の現状

..... P 9

資料12

～はじめに～ 『認可化移行支援強化事業』とは？

活用できる支援策の一覧

- 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業への移行を目指す認可外保育施設に対し、移行の課題の解決等に必要な支援を行うことにより、**認可保育園等への速やかな移行を促進します。**
 （保育対策総合支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金）



認可外保育施設

認可外保育施設の数（H27.3.31）
 ・事業所内保育施設………4,593か所
 ・ベビーホテル、その他…8,038か所

認可保育園へ
の移行を希望
（41.8%）

認可外保育施設として
の運営を継続等
（58.2%）
 ※移行しない理由や課題（基準に満たない／手続き・経理が煩雑）などを分析しつつ支援

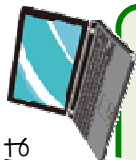
【STEP 1】計画の作成

課題の把握、計画の作成

- ① 移行の支障となる課題を把握
 （保育人材の確保、施設設備の改修等）
 ② ①の課題を基に計画を作成
 ※地方単独保育施設以外は
 5年以内の計画を作成

支援策 → P 2 参照

- ◆ 認可化移行調査費等支援事業
 【相談先】都道府県・市町村



【STEP 2】課題の解決

課題①（人材確保）の解決

【参考】人材確保を課題としている施設（2,389か所）
 の各問題点の割合
 ・保育士の有資格者や保育従事者の配置数 … 77.6%
 ・調理員を置いていない …… 50.1%
 ・嘱託医がいない …… 33.2%

支援策 → P 3 参照

- ◆ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 【申請先】都道府県・指定都市・中核市
 ◆ ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業
 ② 保育人材就職支援事業
 【相談先】①都道府県・指定都市・中核市 ②市町村

課題②（施設・設備）の解決

【参考】施設・設備の充実を課題としている施設（2,164か所）
 の各問題点の割合
 ・乳児室、保育室の面積 …… 43.3%
 ・調理室がない …… 40.6%
 ・児童用便所がない …… 20.5%

支援策 → P 4 参照

- ◆ 認可化移行改修費等支援事業
 ◆ 認可化移行移転費等支援事業
 【申請先】いずれも市町村

ほか

【STEP 3】基準を満たす運営

認可保育園等への移行を目指し
 施設を運営（上限5年間）

① 認可の基準を満たす運営

支援策 → P 5 参照

- ◆ 認可化移行運営費支援事業
 【申請先】市町村

② 安心、安全な保育の実施

支援策 → P 6 参照

- ◆ 認可外保育施設における
 事故防止等推進事業
 【申請先】都道府県・市町村
 ◆ 保育園等の
 事故防止の取組強化事業
 【相談先】都道府県・市町村

認可保育園等へ

運営費、整備費等の
 3つのメリット → P 7・8 参照

【STEP 1】計画を作成しましょう！

認可保育園等へ移行するため、まずは「①課題の把握」と「②計画の作成」をします。

1 自らの施設が、認可保育園等へ移行するに当たって支障になっている課題を把握しましょう

〈考えられる課題〉

人材確保

- ・保育士資格を有している職員の数が足りない
- ・保育従事者の職員の数が足りない
- ・調理員を置いていない
- ・嘱託医がいない

施設・設備

- ・乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない
- ・屋外遊戯場がない、
近くに屋外遊戯場の代わりになる公園等がない
- ・調理室がない
- ・児童用便所がない

2 ①で把握した課題を基に、認可保育園等へ移行するための計画を作成しましょう

計画の例

- ・施設・設備面での課題解決 → **施設・設備の改修計画**
- ・保育人材の確保 → 通信制等の指定保育士養成施設を卒業することによる
職員の保育士資格の取得計画
- ・保育内容の向上と適切な施設運営 → **移行に必要な保育内容や施設運営等の計画**

移行期間の上限は5年間です

★計画は、5年以内に認可保育園等へ移行できるように考えましょう。

活用できる支援策

○ 認可化移行調査費等支援事業

① 認可化移行可能性調査支援事業

- ・移行のための課題把握に関する調査・診断や、計画書の作成についての支援が受けられます。

② 認可化移行助言指導支援事業

- ・移行のために必要な保育内容や施設運営等について、助言・指導を受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【STEP 2】課題を解決しましょう！ ～人材確保編～

認可保育園等への移行準備として「①人材確保」に関する課題を解決します。

1 【STEP 1】で作成した計画に基づいて、保育士や保育従事者を確保しましょう

〈認可保育園への移行に当たっての課題の状況〉

- ・保育士資格を有している職員や保育従事者の数が足りない【77.6%】
- ・調理員を置いていない【50.1%】
- ・嘱託医がいない【33.2%】

解決策1 無資格の保育従事者による保育士資格の取得

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県、指定都市、中核市）

○ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

- ・保育士取得のために必要な養成施設の受講料の補助（1/2相当）が受けられます。
- ・研修を受講する保育従事者の代替要員※を雇うための費用（代替雇上費用）に関して、補助が受けられます。

※ 保育士資格の取得を目指す保育従事者が、通信制等の指定保育士養成機関の保育実習へ参加する場合などに伴う代替要員

	基準額
受講料の補助	30万円
代替雇上費用	6,240円/日

【補助率】国3/4 都道府県・指定都市・中核市1/4

解決策2 マッチング支援による新たな保育士の確保 【地方自治体がマッチングを実施】

活用できる支援策

① 保育士・保育園支援センター設置運営事業

- ・センターに配置されたコーディネーターによる、「潜在保育士」等の就職あっせん等が受けられます。

【都道府県、指定都市、中核市の保育担当窓口にご相談ください】

② 保育人材就職支援事業（新規：H29予算案）

- ・市町村による「潜在保育士」の再就職支援や、新卒の人材確保等に関する支援が受けられます。

【市町村の保育担当窓口にご相談ください】

【STEP 2】課題を解決しましょう！ ～施設・設備編～

認可保育園等への移行準備として「②施設・設備」に関する課題を解決します。

2 【STEP 1】で作成した計画に基づいて、施設・設備の改修等により基準を満たしましょう

〈認可保育園への移行に当たっての課題の状況〉

- ・乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない 【43.3%】
- ・調理室がない 【40.6%】
- ・児童用便所がない 【20.5%】
- ・耐火建築、避難経路等に関する基準に満たない 【11.1%】
- ・屋外遊戯場がない、近くに屋外遊戯場の代わりになる公園等がない 【37.1%】

解決策 1

保育園の新築や
既存施設の改修

解決策 2

移転 &
施設・設備の改修

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

- 保育園等整備交付金
- 認可化移行改修費等支援事業（保育園等改修費等支援事業）

	基準額
新築	1 億 8,140万円（※）
施設の改修	3,200万円

【補助率】国 1 / 2 市町村 1 / 4 設置主体 1 / 4
（待機児童解消加速化プランに参加する等の場合：国 2 / 3 市町村 1 / 12 設置主体 1 / 4）

- ・保育園の新築や、現在の施設を保育園として改修する場合の費用の一部の補助が受けられます。

（※）B 地域都市部、90人定員の
場合（例：神奈川県横浜市

基準額のうち 1 / 4 は、
設置者負担があります。

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

- 認可化移行移転費等支援事業
- ・基準を満たすために必要な経費（移転費、仮設置費）の補助が受けられます。

	基準額
移転費	120万円
仮設置費	380万円

【補助率】
国 1 / 2
都道府県 1 / 4
市町村 1 / 4

- 保育園等整備交付金
- 認可化移行改修費等支援事業

【STEP 3】基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「①認可の基準を満たす運営」をします。

1 【STEP 2】により課題を解決しつつ、認可保育園等の基準を満たす運営をしましょう

認可保育園等への移行を目指す期間（＝課題の解決に取り組む期間：5年間）は、運営費に関しても補助が受けられます。

補助期間は上限5年

活用できる支援策（補助金の申請先：市町村）

○認可化移行運営費支援事業

- ・職員配置、施設・設備の基準を満たす見込みがある場合、以下の配置状況に応じて運営費の補助が受けられます。

【基準額】

児童1人当たり月額	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	モデルケース（年額） ※利用児童数25人の場合
有資格者比率1／3以上の場合	72,000円	39,000円	15,000円	12,000円	約947万円
有資格者比率6割以上の場合	89,000円	48,000円	18,000円	15,000円	約1,166万円
有資格者比率10割 （認可の基準）を満たす場合	107,000円	57,000円	22,000円	18,000円	約1,394万円

※モデルケースは、平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめに基づき、平均利用児童数・年齢別児童数を算出し、試算したものです。

【開設準備費加算】新設または定員増を行う場合の増加した定員分 … 定員1人当たり 7,500円

【補助率】国1／2 都道府県1／4 市町村1／4 または、国1／2 指定都市・中核市1／2

※地方単独保育施設から認可保育園等へ移行する場合に受けられる支援策

- 運営費の補助 … 認可保育園等へ移行する計画の計画期間を上限に補助（5年以上の場合もあり）
- 地方単独保育施設加算 … 【基準額】保育料補助：児童1人当たり 月額5,000円（H29予算案 月額2万円）
※当該施設の保育料と認可保育園の平均保育料との差額が上限【補助率】国10／10

【STEP 3】基準を満たす運営をしましょう！

認可保育園等への移行に向けて「②安心、安全な保育の実施」をします。

② 安心、安全な保育ができる環境の整備、職員の資質向上に取り組みましょう

取組 その1

事故防止、防犯対策の取組を行うことで、安心、安全な保育を実施します。

活用できる支援策（補助金の申請先：都道府県または市町村）

○ 認可外保育施設における事故防止等推進事業（H28補正）

- ・認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を目指す施設に対し、事故防止や事故後の検証、防犯対策の強化のためのカメラの設置等に必要な経費の補助が受けられます。

【補助率】国3／4 都道府県または市町村1／4

	基準額
設置か所1か所当たり	10万円

取組 その2

事故防止研修の受講、地方自治体の巡回支援指導を受けることで、安心、安全な保育を実施します。【地方自治体が研修や巡回支援指導を実施】

活用できる支援策

○ 保育園等の事故防止の取組強化事業（新規：H29予算案）

研修事業：死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修を受講できます。

巡回支援指導員によるアドバイス：睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面において、地方自治体の巡回支援指導員によるアドバイスが受けられます。

【都道府県または市町村の保育担当窓口にご相談ください】

いよいよ 認可保育園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に移行!!

移行したら、どんな補助や支援を受けられるの? 3つのメリット

- 認可保育園等へ移行すると、認可保育園等の運営に係る費用（人件費・物件費）、認可保育園等の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用等の補助など、様々な支援を受けることができます。

移行のメリット 1

認可保育園等の運営に係る費用（人件費・物件費）を受けることができます。

運営費の例

○ 施設型給付、地域型保育給付

- ・ 就学前児童が教育・保育施設や事業者から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援が受けられます。

【給付額の例】

施設・定員の例		給付額の例
認可保育園	定員 90名	年間 約 1 億359万円
小規模保育事業（A型）	定員 19名	年間 約 5,055万円

※上記の運営費は、都市部（東京都特別区）の認可保育園等を例に、施設を利用している就学前児童の年齢別構成割合や、加算の適用について、一定の前提を置いて試算したモデルケースです。

【負担率】 国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4

移行のメリット 2

認可保育園等の老朽化に伴う修繕や増築・改築に必要な費用の補助を受けることができます。

施設整備費の例

（例）神奈川県横浜市内にある90名定員の認可保育園が、老朽化により全て建て替えを行う場合

- 保育事業者は、1億8,140万円の $3/4$ （＝1億3,605万円）の補助が受けられます。
 - ※そのうち、4,535万円は保育事業者が負担
- 設計料や土地を借りて認可保育園を設置している場合の土地借料などについて、**別途加算**が受けられます。
 - ※設計料加算は基準額の5%、土地借料加算は1,620万円（540万円は保育事業者が負担）など



移行のメリット 3

その他、下記『保育対策総合支援事業』の様々なメニューによる補助や支援を受けることができます。

『保育対策総合支援事業費補助金』（H29予算案）

事業 内容

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

対象 事業

I 保育士確保対策

- ① 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ② 保育士資格取得支援事業
- ③ 保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④ 保育体制強化事業
- ⑤ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑧ 保育補助者雇上強化事業
- ⑨ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪ 保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫ 保育人材就職支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等

- ① 保育園等改修費等支援事業
- ② 保育園設置促進事業
- ③ 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

III その他事業

- ① 民有地マッチング事業【拡充】
- ② 認可化移行調査費等支援事業
- ③ 認可化移行移転費等支援事業
- ④ 広域的保育園等利用事業
- ⑤ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥ 保育環境改善等事業
- ⑦ 家庭支援推進保育事業
- ⑧ サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨ 保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
- ⑩ 医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪ 保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫ 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

【参考】認可外保育施設の現状

1 施設数、入所児童数の状況

(平成27年3月31日現在)

区分	施設数 (か所)	入所児童数 (人)
ベビーホテル	1,749	32,523
その他の 認可外保育施設	6,289	169,007
事業所内保育施設	4,593	73,792
合 計	12,631	275,322

＜資料出所＞

「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

2 施設の今後の方向性

(平成24年10月1日現在)

区分	認可外として 運営を継続等	認可保育園への 移行を希望
ベビーホテル	67.0%	33.0%
その他の 認可外保育施設	58.2%	41.8%
事業所内保育施設	86.7%	13.3%

＜資料出所＞

「平成24年地域児童福祉事業等調査」
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ)



3 認可保育園等へ移行しない理由や課題

- ・認可の基準（職員配置、施設・設備等）に満たない
- ・手続き、経理が煩雑 など

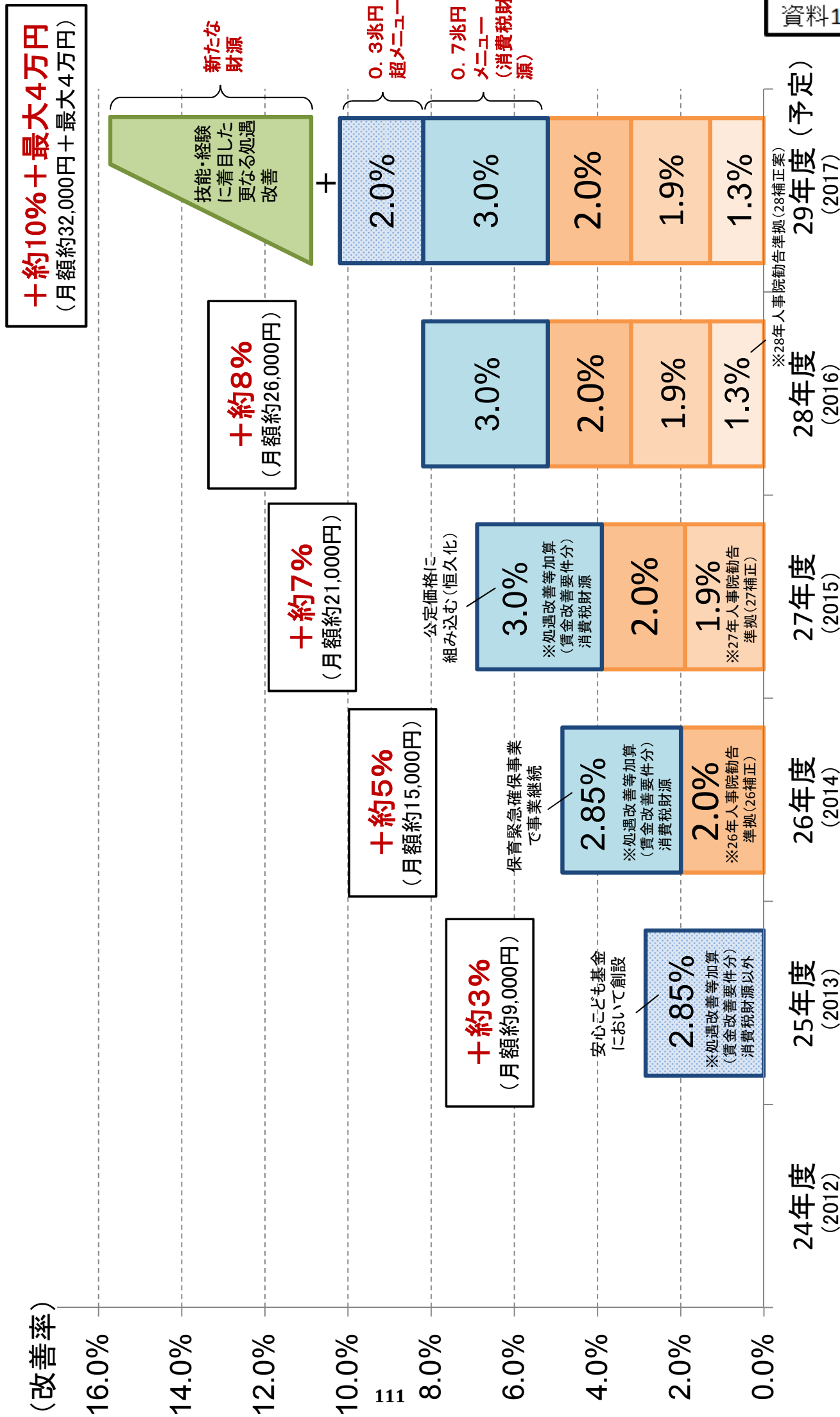


『認可化移行支援強化事業』を
ぜひ、ご活用ください。



厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士等の処遇改善の推移（平成24年度との比較）



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)
※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等
や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



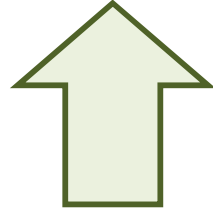
新 キャリアアップ研修の創設

→ 以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善

（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3）

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント＋3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野（左記①～⑥）の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。(※)
- **月額4万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

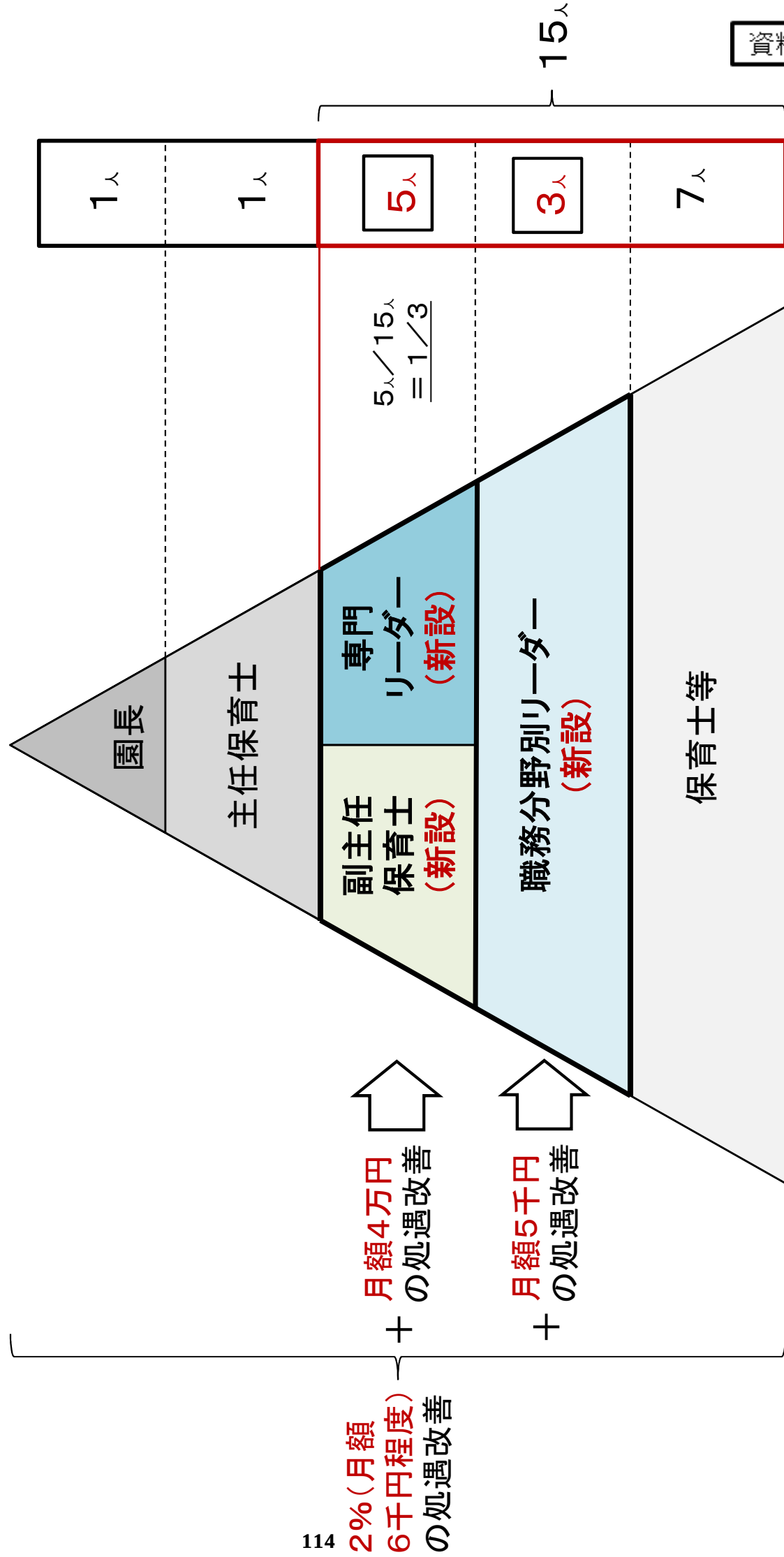
(※) 平成29年度予算案における対応

- ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)。
- ・リーダー的な役割を求められる職員等が受ける、都道府県による研修の実施に必要な費用を支援。

保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）

＜定員90人（職員17※人）のモデル（公定価格前提）の場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

保育士等の処遇改善

平成28年度の公務員給与改定に対応した公定価格上の人件費改定(28年度補正(案)29年度当初(案))

	格付け	本俸基準額※1			人件費（年額）※2		
		平成28年度 当初	平成28年度 改定後(案)	平成29年度 当初(案)	平成28年度 当初	平成28年度 改定後(案)	平成29年度 当初(案)
保 育 士 (福)1-29		199,920円	201,450円 (+1,530円)		約374万円	約379万円 <u>(+1.3%)</u>	約380万円

※1 本俸基準額には、俸給額のほか、特別給与改善費を加味

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額（処遇改善等加算は含まない）、地域手当については全国平均値を用いて算定

「質の向上」による公定価格上の処遇改善

平成27・28年度 ・ 3%の処遇改善 【0.7兆円の「質の向上」項目】

平成29年度(案) ・ 2%の処遇改善 (3%→5%) 【0.3兆円超の「質の向上」項目】

・ 技能・経験を積んだ職員について以下の追加的な処遇改善を実施

①経験年数概ね7年以上の中堅職員(副主任保育士(仮称)・専門リーダー(仮称))

②経験年数概ね3年以上の職員(職務分野別リーダー(仮称))

月額4万円

月額5千円

保育士確保集中取組キャンペーン

- 厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠。
- 平成28年11月の有効求人倍率は2.34倍（全国で最も高い東京都では5.68倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

4月に向けた保育士確保を進めるため、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育園の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育園OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



ハローワークへの求職申込や保育士・保育園支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 4月までの保育士確保が特に必要となっている保育園に対し、保育士・保育園支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・ 年度内に充足が必要となる求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・ 就職面接会等の集中開催
 - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供



4月に向けた保育士の確保

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要

(平成28年12月21日)
社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景（保育をめぐる近年の状況）

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→103,286件（H27））等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。）

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

- (1) **保育の内容** 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。
- (2) **多様な在園児への配慮** 一人一人の生活の流れを考慮して創意工夫。
- (3) **2歳児から3歳児への移行の配慮** 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

4. その他の課題

- (1) **小規模保育、家庭的保育等への対応** 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。
- (2) **周知に向けた取組** 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成
- (3) **保育の質の向上に向けて** 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 「改定の方向性」を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的な章構成（案）

第1章 総則

①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

①子どもの健康支援 ②食育の推進
③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「**小1の壁**」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
■ **放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- **全小学校区(約2万か所)**で**一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施**
(約600か所⇒1万か所以上) **を**目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策**などを記載し、計画的に整備**
※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- **学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化**
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- **余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- **放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討